

米国少年司法手続における 検察官直接訴追の意義と機能

山 口 直 也*

目 次

- 1 はじめに
- 2 フロリダ州における移送法改革
- 3 現行フロリダ州法上の刑事裁判所移送類型
 - (1) 総 説
 - (2) 任意移送 (Voluntary Waiver)
 - (3) 非任意移送 (Involuntary Waiver)
 - (4) 正 式 起 訴
 - (5) 検察官直接訴追
 - (6) 量 刑
- 4 検察官直接訴追の運用状況とその課題
 - (1) 直接訴追時の課題
 - (2) 直接訴追後の課題
 - (3) 小 括
- 5 検 討
 - (1) 検察官の訴追裁量権の所在
 - (2) 少年審判を受ける権利と刑事政策的判断の相克
- 6 結びにかえて

1 はじめに

当事者主義をとる米国の少年司法手続における検察官の役割は、捜査、少年裁判所送致（インテイク）、少年審判活動（立証、量刑意見）、刑事裁

* やまぐち・なおや 立命館大学大学院法務研究科教授

判所移送と多岐にわたる¹⁾。なかでも少年司法の厳罰化という脈絡における検察官の役割としては、少年事件を少年裁判所の管轄権から刑事裁判所の管轄権に移す刑事裁判所移送 (Waiver) が注目される。もともと、事件を少年裁判所から刑事裁判所へ移す手続は少年裁判所裁判官の司法裁量による刑事裁判所移送 (Judicial Waiver) が主流であり、わが国の少年法20条も米国少年法を母法として展開されてきていることは周知である。しかしながら、少年司法においても当事者主義をとる米国においては、少年裁判所裁判官の裁量を排して検察官が独自の裁量で刑事裁判所に移送する直接訴追手続 (Direct File) を認める州が増加しつつある。その中でも、もっとも厳罰化が進んでいるとされているのがフロリダ州であり、1年間の直接訴追の数は全米の司法裁量移送の数に匹敵するとの分析もある²⁾。

現在、わが国は、検察官の役割の強化を中心に少年法を厳罰化しつつある。わが国の少年司法は当事者主義をとっておらず、現状においては検察官は審判協力者として事実認定段階での役割を果たすに止まっているが、後に触れるように、米国においても1967年のゴールト判決³⁾以前はわが国と類似した状況であったことを忘れてはならない。わが国の少年司法の厳罰化が米国の状況を参考に展開されていることに鑑みると、将来において、わが国が当事者主義に転換し、全件送致主義を修正して検察官の直接訴追を採用しないとは言い切れない。このような状況の中、検察官による直接訴追を中心に、全米屈指の少年犯罪厳罰州と評されているフロリダ州の現状を分析することの意義は決して小さくないと考える。

以下では、フロリダ州における移送法の歴史及び現状を検討したうえ

1) See e.g., National District Attorneys Association, National Prosecution Standards 3rd Edition with Revised Commentary, 2009, 4.11.1-4.11.1; James C. Backstrom and Gary L. Walker, "The Role of the Prosecutor in Juvenile Justice: Advocacy in the Courtroom and the Leadership in the Community," William Mitchell Law Review, Vol.32, 2006, pp.963-989.

2) Vincent Shiraldi and Jason Zeidenberg, "The Florida Experiment: Transferring Power From Judges to Prosecutor", Criminal Justice Vol. 15, 2000, pp.46-62.

3) In re Gault, 387 U.S. 1 (1967).

で、検察官による直接訴追が少年司法全体に及ぼす影響について明らかにしたい。

2 フロリダ州における移送法改革

フロリダ州少年法の起源は、1885年に少年犯罪者を成人犯罪者と分離収容したことにある⁴⁾。その後、1914年州憲法改正によって初めて少年裁判所が創設され、1950年には犯罪行為を行った少年を「非行少年 (Juvenile Delinquent)」と定義している⁵⁾。これを受けて、1951年少年法は、「少年裁判所の目的は、社会をより効率的に守るために、犯罪行為を行った少年に応報的な刑罰を科すことに代えて、矯正及び社会復帰に向けた訓練及び処遇を与えることである」と規定するに至っている⁶⁾。これによって、少年犯罪者に対する刑事裁判所の管轄権は少年裁判所に移り、少年裁判所が排他的に非行少年の法的処遇を行うことになったのである。

もっとも犯罪を行ったすべての少年を刑事裁判所における刑罰から完全に解放したわけではない。フロリダ少年法は制定当初から非行少年を刑事裁判所に移送する手段を残している。1つは、少年裁判所裁判官の司法裁量による移送決定（管轄権放棄）である。14歳以上の少年が行った重罪については裁判官に管轄権放棄の裁量権が与えられたのである⁷⁾。そして移送決定の審判は、1966年以降、ケント判決が示した「少年の社会調査を踏まえた総合的基準」（以下、ケント基準とする）に基づいて行われることになったのである⁸⁾。この点は2015年現在も変わっていない。もう1つは、

4) The Florida Bar, *Florida Juvenile Law and Practice* 13th edition, 2013, at 1.7.

5) *Id.* at 1.8.

6) Florida Statute § 39.20 (1951) cited in The Florida Bar, *supra* note 4 at 1.8. (以下、Florida Statute については F.S. と略称する。)

7) Henry George White et al., “Issues in Juvenile Justice: A Socio-Legal History of Florida’s Juvenile Transfer Reform,” *University of Florida Journal of Law & Public Policy*, Vol.10, 1999 at 254.

8) *Kent v. U.S.*, 383 U.S. 541 (1966).

1955年少年法改正による正式起訴 (Indictment) 手続の追加である⁹⁾。これによって、死刑又は終身刑に相当する犯罪を行った少年については、年齢に関係なく、少年裁判所の発意で管轄権を離れて大陪審によって正式起訴されることが可能になったのである¹⁰⁾。本規定は2015年現在もほぼそのまま残されている。もっとも、現行法では検察官が大陪審に正式起訴を請求する。

これらの制度は少年裁判所に送致された事件を同裁判所の職権で移送するか否かを判断する少年裁判所先議であったが、これは1973年少年法改正で大きな転換期を迎える。同改正によって州史上初めて検察官に刑事裁判所移送決定を少年裁判所に請求する権限を与え、検察官は14歳以上の少年による重罪及び軽罪について刑罰を要求することができるようになったのである¹¹⁾。このような法改正がなされた背景には、1967年のゴールト判決で少年裁判所における審判の対審化が進み、少年司法における検察官の役割が重視されるようになったことがある。そしてこの流れの中で、検察官による直接訴追制度が誕生することになる。

検察官の移送請求の増加にともなって少年裁判所における移送決定のための事件負担が加重になったことは、立法者にさらなる法制度改革を迫ることになる。州議会は少年裁判所の負担を軽減し、同時に犯罪に対する訴追意思を明確にする、検察官による刑事裁判所への直接訴追制度を模索し始めたのである¹²⁾。1976年に、16歳以上で一定の重罪を行った少年については検察官の裁量で刑事裁判所に直接訴追できる制度が州議会上院及び下院一致で提案されたが、当時の州知事が拒否権を発動して、一度この提案を拒否している¹³⁾。もっとも刑事移送に反対する州知事の意見は当時の少年司法制度の不十分性を前提とするものであったことから、かえって

9) See F.S. §39.02(6) (1955) cited in Henry George White, *supra* note 7 at 254.

10) *Id.* at 255.

11) *Id.* at 259-260.

12) *Id.* at 262.

13) *Id.* at 263.

州民に少年裁判所の機能の脆弱性を意識させることになり、検察官裁量による直接訴追制度の成立を後押しする結果となったのである¹⁴⁾。上下両院委員会及び知事諮問委員会の2年間の議論を経て、1978年に、過去に少なくとも1回の重罪歴がある16歳以上の少年の軽罪については、検察官が公益の観点から裁量的に刑事裁判所に直接訴追することができる制度（後述3(5)の第2類型）が創設されたのである¹⁵⁾。これによって、少年裁判所裁判官による移送決定及び大陪審による正式起訴決定において行われているケント基準の判断を全く経ることなく、もっぱら検察官の刑事政策的公益判断の観点から刑事裁判所へ移送することが可能になったのである。少年裁判所の判断を全く経ないという意味で、少年法上の保護処分よりも刑罰を優先する厳罰化政策を選択したことは明らかである。このような少年司法政策の転換は、少年犯罪の防遏を標榜する全米における当時の強硬政策（get tough policy）とも共鳴して、1994年に、一定の重罪を行った14歳及び15歳の少年についての裁量的直接訴追制度（後述3(5)の第4類型）、放火、強姦等の一定の重罪を行った16歳及び17歳の少年については検察官の裁量を容れずに自動的に刑事訴追する制度（後述3(5)第3類型）を、そして1996年に少年による自動車犯罪を重罰化する趣旨で自動車窃盗で致死傷罪を伴う場合には年齢に関係なく自動的に刑事訴追する制度（後述3(5)第1類型）をそれぞれ創設したのである¹⁶⁾。特に後2者は、犯罪構成要件に該当する蓋然的理由があればそれだけで刑事裁判所で成人として訴追される点で少年法の本質をまったく考慮しない制度としての特徴を有している。

このようにフロリダ州の少年司法政策は、ゴールト判決以後の少年司法の当事者主義化の中で、公益を代表する検察官がその権限を拡大してきた点に大きな特徴がある。フロリダ州では少年を刑事裁判所に訴追するか否かの権限は、少年裁判所裁判官から検察官に実質的に移行しており、刑事

14) Id.

15) Id. at 268-269.

16) Id. at 271-273.

裁判所移送数は全米の中でも最も多い状況にある。

以下では、現行法上の移送類型の各要件を確認したうえで、検察官による直接訴追が少年司法全体に及ぼす影響について検討する。

3 現行フロリダ州法上の刑事裁判所移送類型

(1) 総 説

フロリダ州法上の移送類型は若干複雑である。

まず少年裁判所自体が対象事件について第1次的な管轄権を有する裁判所裁量移送がある。これについては、移送自体を少年の権利と考える観点から、任意移送及び非任意移送に分類される。そして非任意移送については、申立を行う検察官の裁量の観点から、裁量移送及び強制移送に分類される¹⁷⁾。これらはすべて少年審判における裁判官の判断によって最終的に移送の要否が決定される。

さらに検察官が独自に移送の決定をすることが認められている。検察官による直接訴追と呼ばれる移送類型である。そしてこれは、検察官の裁量によって刑事裁判所への移送決定ができる裁量的直接訴追 (Prosecutorial Waiver) 及び強制的に移送決定しなければならない強制的直接訴追 (Statutory Waiver) に分かれる。前者の対象事件については少年裁判所及び刑事裁判所が競合的に管轄権を有しているのに対して、後者の対象事件については刑事裁判所のみが管轄権を有することになる。

加えて検察官は一定の重罪について大陪審に正式起訴を請求することができる。この場合は起訴自体の判断が検察官ではなく大陪審にあるので、移送決定後に検察権が起訴する上記の移送類型とは異なる。大陪審が正式起訴しない場合には少年審判に止まることになるので、潜在的には両裁判所が競合的に管轄権を有するということになる。

17) The Florida Bar, *supra* note 4, at 6.3-6.15.

(2) 任意移送 (Voluntary Waiver)

任意移送¹⁸⁾は少年の任意的要求に基づいて刑事裁判に移送する制度である。少年審判では、陪審裁判、保釈、定期量刑等の刑事裁判で認められる憲法上の権利が認められていないので、権利保障の観点から少年の発意による移送が認められている¹⁹⁾。年齢、犯罪類型に制限はないが、事実認定手続が始まる前に、少年、親・保護者の連署による書面で手続を申請しなければならない。この申請においては弁護人の援助は必要とはされていないが、少年にはあらゆる手続で弁護人の援助を受ける権利が保障されている²⁰⁾。移送決定自体は、裁判官が、刑事裁判に付されることの影響、少年矯正処分の合理性等あらゆる要因を考慮して可否を決定する。法制度上、利用される頻度は極めて少ないのが現状である。

(3) 非任意移送 (Involuntary Waiver)

① 裁量的検察官請求移送²¹⁾

犯行時14歳以上の少年による犯罪で、以下の強制的検察官請求移送に關するフロリダ州法985.556(3)条列挙の犯罪以外が対象となる。検察官は、事実認定手続前であれば、保護観察官の勧告を考慮した上で、少年裁判所裁判官に移送決定のための職権発動を請求する (file a motion) ことができる²²⁾。この請求は、少年司法手続送致 (file a petition) 後7日以内になされなければならないが²³⁾、期限に違反した場合でも刑事手続自体が無効になるわけではない²⁴⁾。請求を受けた裁判所は、(i) 犯行の重大性及び社会に与えた影響、(ii) 犯行態様、計画性、(iii) 人身犯罪該当性 (被害者の有

18) F.S. §985.556(1) (2014).

19) The Florida Bar, *supra* note 4, at 6.3.

20) F.S. §985.003(1) (2014), Florida Rules of Juvenile Procedure §8.165(a) (2014). (以下、Florida Rules of Juvenile Procedure については Rules と略称する。)

21) F.S. §985.556(2) (2014).

22) F.S. §985.556(4)(a) (2014).

23) *Id.*

24) State ex rel. Stromer v. Rowley, 360 So.2d 448 (Fla. 1st DCA 1978).

無), (iv) 捜査報告書, 宣誓供述書等にあらわれた当該犯罪の蓋然的理由, (v) 共犯者がいる場合のその処遇状況, (vi) 少年の精神的成熟度, (vii) 非行歴, (viii) 少年手続資源を利用した場合の社会復帰の見込みのすべての事情を考慮して判断しなければならない²⁵⁾。もっとも, すべての事情が一定の基準を満たさなければならないというものではなく, 1つの事情だけであっても, その他の事情を凌駕するような状況がある場合には, それに基づいて決定することが許される²⁶⁾。なお, 少年は当該手続において弁護人に依頼する権利を有している²⁷⁾。

② 強制的検察官請求移送²⁸⁾

本件犯行以前に「謀殺, 性的暴行, 武装強盗, 自動車強盗, 押込強盗, 加重暴行, 加重傷害, 強盗致傷」の既遂または未遂もしくは共謀で非行事実認定歴があり, 本件犯行が2度目以降の粗暴犯にあたる14歳以上の少年である場合²⁹⁾, または, 本件以前に3回の重罪歴があり, そのうちの少なくとも1回が武器の所持あるいは使用による犯罪である場合, もしくは本件犯行が人身に対する粗暴犯罪であり, 第4回目の重罪である場合³⁰⁾には, 検察官は裁判所に移送請求をしなければならない。請求を受けた裁判所は, 移送決定審判で上述の(i)乃至(viii)の事情を衡量して移送命令を発するか, 移送命令を発しない場合はその理由を書面で示さなければならない³¹⁾。なお, 検察官は本条の手続によらずに, 直接訴追することも可能であるので, 少年裁判所が移送判断する事例は減少している。

25) F.S. §985.556(4)(c) (2014).

26) F.S. §985.556(4)(e) (2014); The Florida Bar, *supra* note 4, at 6.3.

27) F.S. §985.003(1)(2014), Rules 8.165(a) (2014). *Miller v. State*, 362 So.2d 1015 (Fla. 1st DCA 1978).

28) F.S. §985.556(3)(a)(b) (2014).

29) F.S. §985.556(3)(a) (2014).

30) F.S. §985.556(3)(b). (2014)

31) *Id.*

(4) 正式起訴³²⁾

少年が、死刑または終身刑（併合罪関係の軽い犯罪も含む）に相当する事件を犯した場合は、検察官は、大陪審による正式起訴を請求することができる。この場合の訴追者は検察官ではなく大陪審である。ここでいう終身刑犯罪とは、最高刑で終身刑が規定されている犯罪を意味する³³⁾。大陪審による正式起訴を求めるか否かは検察官の裁量にかかっており、死刑相当、終身刑相当犯罪であればいかなる年齢の少年であっても正式起訴請求が可能である³⁴⁾。正式起訴されればその他の事件も少年裁判所の管轄権をはずれることになるので、一つの犯罪行為の中で起こった非死刑、非終身刑事件はもちろんのこと、その他別の犯罪の機会に行われた事件についても少年裁判所は刑事裁判所に事件送致しなければならない³⁵⁾。なお少年裁判所は、事件受理後21日間は事実認定手続を開くことは許されず³⁶⁾、死刑相当犯罪、終身刑犯罪、第1級・第2級謀殺罪の場合には、相当な理由を示せばさらに9日間延長することができる³⁷⁾。したがって正式起訴を予定する場合には30日間の時間的余裕ができ、この期間内に正式起訴請求すれば、刑事裁判に付すことが二重の危険に触れるという事態を回避することができる。正式起訴で有罪とされた場合には成人としての量刑を科すことになる³⁸⁾。

(5) 検察官直接訴追

検察官が刑事裁判所へ直接訴追するか否かは基本的にはその裁量による（但し、以下の第1類型、第3類型を除く）。最初に少年事件として少年裁判所

32) F.S. §985.56(2014).

33) *Ritchie v. State*, 670 So. 2d 924 (Fla.1996).

34) *Johanson v. State*, 314 So. 2d 573 (Fla. 1975) は、正式起訴を請求しない検察官の裁量を認めている。

35) F.S. §985.56(4)(b) (2014).

36) F.S. §985.56(2) (2014).

37) *Id.*

38) F.S. §985.56(3) (2014).

に受理されても、事後の直接訴追は有効である³⁹⁾。大陪審による正式起訴と異なって少年裁判所の事実認定手続が禁止される21日間の期間制限はないが、裁判所は、検察官が直接訴追を予定している場合には少年側の有罪答弁を適切に拒絶しなければならない⁴⁰⁾。対象となる犯罪は年齢によって扱いが異なり、年齢に関係なく自動車強盗致死傷罪について強制的に直接訴追する場合（第1類型）、16歳及び17歳の少年による軽罪で裁量的に直接訴追する場合（第2類型）、16歳及び17歳の少年による特定重罪で強制的に直接訴追する場合（第3類型）⁴¹⁾、そして14歳及び15歳の少年による特定重罪で裁量的に直接訴追する場合（第4類型）⁴²⁾の4つに分かれる。

第1類型は自動車窃盗によって他者を死傷させた場合に、犯罪少年の他、認識ある同乗者全員に適用される⁴³⁾。自動車窃盗による致死傷犯罪を重く処罰する趣旨である。

第2類型は16歳及び17歳の少年による軽罪で、当該少年に過去に2つの非行歴があり、そのうちの1つが重罪である場合に実施される⁴⁴⁾。2つの非行は同一の機会に行われたものであってもよいが⁴⁵⁾、非行事実が2つとも認定されていることが成立要件となる。本類型の直接訴追は、検察官が公的利益（public interest）の観点から刑事訴追が必要と判断する場合になされる⁴⁶⁾。軽罪について直接訴追することの適否については、過去の重罪歴を成立要件としていることから適正手続に反することなく⁴⁷⁾、刑事罰を科すことが加重な罰を加えることにもならない⁴⁸⁾。それゆえに

39) Lotte v. State, 400 So. 2d 10 (Fla. 1981); State v. Everett, 624 So. 2d 853 (Fla. 3d DCA 1993).

40) In the Interest of S.R.P., 397 So. 2d 1052 (Fla. 4th DCA 1981).

41) F.S. §985.557(2)(a)(b) (2014).

42) F.S. §985.557(1)(a) (2014).

43) F.S. §985.557(2) (2014).

44) F.S. §985.557(1)(b) (2014).

45) Masci v. State, 397 So. 2d 984 (Fla. 3d DCA 1981).

46) F.S. §985.557(1)(b) (2014).

47) State v. Cain, 381 So. 2d 1361 (Fla. 1980).

48) Apprehendi v. New Jersey, 530 U.S. 466, 120 S.Ct. 2938, 147 L.Ed. 2d 431 (2000).

移送決定にあたって陪審手続は必要とはされないというのが判例の立場である⁴⁹⁾。

第3類型として、犯行時16歳及び17歳の少年で人に対する粗暴犯罪で事件送致（charge）され、過去に謀殺、性的暴行、武装強盗、自動車強盗、押込強盗、加重暴行、加重傷害の既遂または未遂、もしくは共謀を行ったことがある者については、直接訴追が必要的に実施される⁵⁰⁾。また、犯行時16歳及び17歳の少年で謀殺等の凶暴重罪を行って事件送致され、過去に非行事実を認定されたか、それぞれ45日間隔をあけた3回の非行事実認定歴がある少年についても、直接訴追が必要的に実施される⁵¹⁾。もっとも、例外的事情（exceptional circumstances）が存在する場合には直接訴追しないことができる⁵²⁾。なお、犯行時16歳及び17歳の少年で謀殺、薬物輸送等（F.S. §775.087(2)(a)1a～(2)(a)1q）の犯罪で、犯行過程で武器を使用した場合も直接訴追が必要的に実施される⁵³⁾、量刑としては、少年保護処分（juvenile sanction）を選択する余地が残されている⁵⁴⁾。

第4類型は、放火、性的暴行、加重ストーカー行為、謀殺、故殺、破壊的武器・爆弾の不法投棄、武装強盗、強盗等の犯罪を行った14歳及び15歳の少年について、検察官が公的利益の観点から必要と考える場合に実施される。

（6）量 刑

以上のように刑事裁判所に係属する経路は様々であるが、いずれの経路によるかで刑事裁判所において選択される量刑が異なってくる。刑事裁判所で科され得る処分は、成人としての通常の刑罰、刑罰としての青少年刑

49) Kirkland v. State, 67 So. 3d 1147 (Fla. 1st DCA 2011).

50) F.S. §985.557(2)(a) (2014).

51) F.S. §985.557(2)(b) (2014).

52) Id.

53) F.S. §985.557(2)(d) (2014).

54) See, The Florida Bar, *supra* note 4, at 6.22.

事処分 (youthful offender sentence)、刑罰ではない少年保護処分 (juvenile sanction) の 3 種である。

大陪審による正式起訴で有罪とされた場合には通常の刑事事件と全く異なることになるので、成人としての量刑が科されることになる⁵⁵⁾。また命令的検察官請求移送によって移送決定された場合及び直接訴追の場合も、刑事裁判所は成人としての刑事罰が科されることになるが、青少年刑事処分を選択することはできる⁵⁶⁾。しかしながら、少年としての処分は選択の余地がない⁵⁷⁾。これらについては重罪を犯していることあるいは一定の重罪歴があることを要件として訴追されているので、刑罰以外の選択肢を排除しているものと考えられる。

これに対して、裁量的検察官請求移送によって移送決定された場合は、有罪認定あるいは有罪答弁後に、少年司法部 (Department of Juvenile Justice) 送致のうえでの少年保護処分⁵⁸⁾、成人保護観察、成人量刑 (青少年刑事処分を含む) のいずれかを選択することができる⁵⁹⁾。前者で要件とされる一定の重罪類型以外の犯罪を対象としているため、保護処分にも馴染みうる性質を有しているからである。いずれの処分を選択するかは、矯正部 (Department of Correction) によって提出される処分前調査報告書

55) F.S. §985.56(3) (2014).

56) State v. Drury, 829 So.2d 287 (Fla. 1st DCA 2002).

57) F.S. §985.565(4)(a)3 (2014).

58) 刑事裁判所が少年処分を選択する場合には、刑事裁判での有罪認定を維持した上で、少年の非行行為が行われたということと同時に認定しなければならない (F.S. §985.565(4)(b) (2014)). 処分内容としては、少年保護観察及び少年矯正施設収容処分である (F.S. §985.565(4)(b) (2014)). 前者の場合は19歳まで、後者の場合は21歳までそれぞれ管轄権を延長することができる (F.S. §985.0301(5)(b)(5)(c) (2014)).

59) 青少年犯罪者プログラムが妥当か否かを判断するために、刑事裁判所は以下の(i)~(viii)の要素を考慮しなければならない。「(i) 犯罪の重大性、(ii) 犯行の残酷性、意図等、(iii) 罪種 (人身犯罪か否か)、(iv) 犯罪者の成熟度、(v) 犯罪歴、(vi) 少年司法部に送致された場合の社会防衛の十分な見込み、少年の抑止の見込み、社会復帰の見込み、(vii) 少年司法部が十分なプログラム、施設、サービスを直ちに提供できる体制にあるか否か、(viii) 刑罰の適正性及び妥当性。」 See, F.S. §985.565(1)(b) (2014); F.S. §985.565 (2014).

(presentence investigation report) を検討して判断される。なお当該報告書には、少年司法部保護観察官の処遇意見が含まれなければならない⁶⁰⁾。

4 検察官直接訴追の運用状況とその課題

(1) 直接訴追時の課題

検察官が直接訴追の決定をする段階では以下の3点が問題となる。

第1に、訴追裁量権行使の恣意性である。上述したようにフロリダ州法985.556(3)条は、直接訴追を選択するのか、あるいは少年保護手続での事実認定を選択するのかを検察官の裁量にゆだねている。したがって、この選択権が合理的な範囲に止まらない場合、検察官の恣意的な運用に陥いるおそれがある⁶¹⁾。これに関して、第4巡回区州検察官事務所では、明文のガイドラインで、犯行時17歳6月以上であること、成人共犯者が刑事訴追されていること等の客観的基準を設けている⁶²⁾。また、第8巡回区州検察官事務所では、少年部部長検事が副検事総長の決裁を得て直接訴追するが、その際には、弁護人の意見も聞いた上で、少年の年齢、犯罪の性質、非行歴を中心に判断している⁶³⁾。同様の判断は第11巡回区州検察官事務所でも行われており、同区ではさらに、少年側が少年事件として有罪答弁する意思を示した場合には、検察官、弁護人、少年司法部の間で少年事件としての処分に合意できるときに限って直接訴追しない運用になっている⁶⁴⁾。

しかしながら、いずれの場合にも、検察官の直接訴追のあり方を客観的

60) F.S. §985.565(3)(a) (2014).

61) Human Rights Watch, *Branded for Life: Florida's Prosecution of Children as Adults under its "Direct File" Statute*, 2014, at 40-41.

62) 2011 Direct File Policies of the 4th Judicial Circuit, cited in Human Rights Watch, *supra* note 61 at 108-110.

63) *Id.* at 40-41.

64) *Id.* at 41.

にチェックするメカニズムはない。したがって、各巡回区州検察官事務所間において直接訴追の割合に大きなばらつきが生じている。例えば、州南部地域でほぼ同じ人口規模である第15巡回区及び第20巡回区で同じ重罪に関する直接訴追の割合を比較すると、前者が16.3%であるのに対して、後者はほぼ4分の1の4.5%に過ぎない⁶⁵⁾。同様に、直接訴追後の量刑についても、第4巡回区では74.3%が成人矯正施設に収容されるのに対して、第11巡回区では11.9%に過ぎない⁶⁶⁾。これらのばらつきは、人口規模、社会環境、犯罪の性質によって生じているわけではない⁶⁷⁾ので、結局は、検察官の裁量によるものと考えられ、各巡回区で不平等が生じているのは明らかである⁶⁸⁾。

第2に、適正手続保障の欠如である。1966年のケント判決では、少年裁判所における移送決定審判において、少年裁判所は少年の社会記録を含むすべての調査 (full investigation) を審判で行わなければならない、少年は当該審判で告知と聴聞の機会が与えられ、弁護人を依頼する権利も保障されるとしている。すなわち、司法裁量による移送決定判断手続においては、少年の適正手続上の権利が保障されるのである。

しかしながら検察官による直接訴追手続は、少年裁判所による判断をスキップするまさにバイパス的な移送手続となっている。少年の最善の利益が計られて少年の社会復帰が優先性を持つ少年保護手続から、応報及び抑止を目的とする刑罰が科される刑事手続に移される重要な段階であるにもかかわらず、少年自身が告知及び聴聞の機会を受けることなく、また弁護人の援助を受けて反論の機会を許されることもなく、自動的に刑事裁判に付されるのである。刑事裁判においても、事後的に、少年保護手続に戻すことを求める機会も保障されていない。このような観点からすると、直接

65) Id. at 46.

66) Id. at 48.

67) Id. at 47-48.

68) Id. at 48.

訴追手続はまさにケント判決において保障される少年の適正手続上の権利保障を無視する手続であると言わなければならない。また、実体的にも、検察官による社会防衛、治安回復に向けた「公共の利益」のみが重視され、少年の改善更生による社会復帰をめざす「少年の最善の利益」は軽視されることは否定できない。

最後に、不公正な司法取引についてである。少年司法手続においても、いわゆる自己負罪型の司法取引（plea bargaining）は一般的に行われている。その多くは膨大な事件数を処理するための訴訟経済上の観点から行われる。勾留質問審判後、罪状認否審判が開かれる前に、少年司法部の処遇勧告を踏まえてなされる検察側の処遇提案を弁護側が受け入れる形で合意がなされる。罪状認否審判では、裁判官が少年に対して、合意内容をよく理解したうえで任意に基づいて（knowingly and intelligently）合意形成に至った否かを確認し、事件に関する捜査官の報告書、宣誓供述書をもとに事実的基礎（factual basis）を認定する⁶⁹⁾。一方で、複雑な重大否認事件においては、刑事陪審裁判における長期間審理・立証のコスト及び無罪のリスクを回避するために、検察側が少年事件として処理するメリットが存在する場合がある。検察側は弁護側との協議のなかで、直接訴追した場合には長期間の成人刑務所収容の危険性にさらされることを取引の材料とすることの問題性が指摘されている⁷⁰⁾。

いずれの司法取引も、実際に検察官と協議するのは弁護人であるにしても、検察官、弁護人の駆け引きを自らが将来において被りうる不利益を十分に理解したうえで任意に基づいて合意する能力が少年一般に備わっているかは疑問である⁷¹⁾。実際の審判の場においても、少年の知悉性、任意

69) Rules. 8.080 (2014).

70) Human Rights Watch, *supra* note 61 at 52.

71) See Abbe Smith, "I Ain't Takin' No Plea: The Challenge in Counseling Young People Facing Serious Time," *Rutgers Law Review*, Vol.60, 2007, at 11; Elizabeth S. Scott and Thomas Grisso, "Developmental Incompetence, Due Process, and Juvenile Justice Policy," *North Carolina Law Review*, Vol.83, 2005, at 823; Thomas Grisso et al., "Juvenile's

性の確認は形式的なものに止まっているのが現状であり、加えて、特に後者の場合には、仮に弁護側が内容を十分に理解していることを前提としても、検察側が提示する不合理な要求を受け入れざるを得ないことになるからである。例えば、少年保護処分としての少年矯正施設拘禁が最長3年である選択肢と成人刑事処分としての成人刑事施設拘禁が最長7年である選択肢を突きつけられた場合、仮に弁護側に審判で争うべき点が存在したとしても、それらを諦めて有罪答弁のうえ、少年保護処分を受け入れるほかないことになる。もちろん、事前の証拠開示で刑事裁判において無罪が争えるような検察側の証拠の脆弱性を見いだすことができるかもしれないが、検察側がすべての証拠を開示するわけではないのに加えて、少年裁判所係属後21日以内という短期間で直接訴追決定がなされることを勘案すると、論争の場を刑事裁判所に求めるのはあまりにも大きなリスクを伴うことになる⁷²⁾。

(2) 直接訴追後の課題

刑事裁判所に移送後も、未成年者を被告人とする刑事裁判一般に共通な問題と直接訴追に伴う固有の問題がある。

第1に、公判における適正手続保障の不十分性という刑事裁判一般に共通の問題がある。刑事裁判は少年審判と異なって手続の形式性が重視され、適正手続保障に適っているとされる。しかしながら、告知と聴聞を本質とする適正手続保障において、公開の刑事裁判で保護者の立会もなく被告人として孤立し、法律家間の専門的論争の中に置かれる少年にとって、少年審判と異なって刑事裁判は実質的な告知と聴聞の機会を奪われているに等しい⁷³⁾。刑事裁判においては徹底した当事者主義が貫徹されるので、

↘Competence to Stand Trial: A Comparison of Adolescents' and Adults' Capacities as Trial Defendants," *Law and Human Behaviour*, Vol.27, 2003, at 357.

72) Human Rights Watch, *supra* note 61 at 58.

73) *Id.* at 48-51.

基本的に検察官の有罪立証が主要命題となる。すなわち、検察官の攻撃に対して弁護側が防御をする法律論争が陪審員の前で繰り広げられる中で、少年審判のように裁判官の職権で時間を割いて、少年被告人に対して懇切丁寧に内容を説明するような配慮は基本的になされない。したがって、このような形式的な公判手続の中では、少年被告人を対象とした適正手続保障の観点が希薄になると言える。

第2に公判段階における司法取引の不正性についてである。刑事裁判移送後も依然として量刑が取引の材料とされ、少年側にとっては争うべき点があっても争えば不利になることから事実上争えない状況が生まれる⁷⁴⁾。直接訴追後の量刑は、成人刑事施設内での成人処遇あるいは同施設内での青少年犯罪者処遇のいずれかになる。後者であれば最長6年間の刑事施設収容に止まることになるので、検察官との合意を考慮してなされる裁判官の量刑判断を考えれば、当然のことながら弁護側が検察官の申出を承諾して有罪答弁することになる。成人刑で有罪となれば長期収容の危険にさらされるので、少年側にとって有罪答弁以外に選択の余地はないと言える。

第3に、少年のニーズを考慮した量刑判断の欠如である。少年保護手続で科される保護処分は、基本的に少年のニーズを考慮して将来の社会復帰のために選択される。これに対して刑事手続で科される刑罰は、基本的には応報、抑止、隔離を目的としており、社会復帰を目的とはしていない。裁量移送の場合には、裁判官が既述の8つの要因を考慮して少年司法部の矯正施設収容を命じることが可能である⁷⁵⁾が、直接訴追の場合には、裁判官は刑罰以外を選択できないので、保護処分の可能性は全く失われる。刑罰としての青少年処遇を選択できる余地もあるが、応報を主要目的とす

74) Id. at 58.

75) もっとも、刑事裁判所移送後の少年の保護処分については、各巡回区裁判所の運用にかなりのばらつきがある。同様の人口規模で比較して、第15巡回区裁判所の少年保護処分選択率が25%であるのに対して、第9巡回区裁判所では1%に過ぎない。成人刑務所への収容率も、前者が38.1%であるのに対して後者は61.1%と高率である。See Id. at 62-64.

る刑罰賦課においては少年としてのニーズが考慮されることはない。

第 4 に、拘置所 (Jail) を含めた成人施設収容の問題である。1 つには検察によって直接訴追による刑事裁判所移送が決定されると少年の身柄が少年未決拘施設 (Juvenile Detention Center) から拘置所に移送される点である。これについては少年裁判所裁判官あるいは刑事裁判所裁判官が、少年の収容先として少年未決拘禁施設が妥当であると判断した場合であっても、裁判官には移送を命じる権限がない⁷⁶⁾。したがって、少年は、以下のように、成人被収容者の中で精神的、物理的危険にさらされる可能性が高くなる。成人施設では少年だけ別の区域に収容されることになっているが⁷⁷⁾、刑事施設の運営は教育目的を主眼とする少年施設とは異なり、社会からの隔離が目的である。それゆえ、逃走防止を含めた施設内の治安を安定させるためにも、少年施設では使用が禁止されている武器の使用が認められている⁷⁸⁾。また、成人との接触が完全に回避されているわけではなく、性的暴行の直接的な被害も多発している⁷⁹⁾。加えて、外部交通についても、少年施設のように保護者と直接面会することはできず、施設の地理的な問題から通常はビデオリンクによる面会に限られている⁸⁰⁾。

最後に、多くの少年が理解していないと考えられる成人重罪量刑後の不利益についてである。1 つは少年保護観察処分と成人保護観察処分の違いがあげられる。少年保護観察処分では少年司法部の保護観察官が少年の最善の利益を考えて社会復帰への手助けをする。これに対して成人保護観察処分では、矯正部の保護観察官が善行保持の監視をするだけで、違反事項があった場合の予防措置を行っているに過ぎない⁸¹⁾。そこに教育的配慮

76) State v. G.G., 941 So.2d 484 (Fla. Dist. Ct. App, 2006).

77) F.S. §985.021; §988.688(1)(c) (2014).

78) Human Rights Watch, *supra* note 61 at 78-81.

79) See Prison Rape Elimination Act National Standards, 28 C.F.R. §115.14 (2012); National Prison Rape Elimination Commission Report, 2009; Deborah L. Rhode, Opinion: Rape in Prison: Indifference Rules, *National Law Journal*, Oct. 29, 2001, at A25.

80) Human Rights Watch, *supra* note 61 at 82.

81) *Id.* at 70-71.

はない。さらに重要なもう1つの問題は前科に伴う資格制限である⁸²⁾。少年事件の場合には24歳乃至26歳で非行歴は抹消されるが、成人重罪としての前科がある場合には、選挙権が制限されるというだけではなく、就職、教育、居住、公的援助、運転免許、養子縁組、学生ローン等に制限がかかる⁸³⁾。特に就職については、公務員としての就職ができないことに加えて、州が民間企業による就職制限を規制していないことから、実に40%の職種において不可能になっている状況がある⁸⁴⁾。

(3) 小 括

以上で明らかかなように、直接訴追で刑事裁判に付される事件数が飛躍的に多くなったことから、未成年者である少年が刑事公判で成人として扱われる機会が増大している。このことにより、少年が、公判手続の内容、有罪判決後の実質的な不利益を十分に理解できないまま被告人として公判に臨みあるいは有罪答弁によって司法取引を行うという問題が浮き彫りになってきている。さらに直接訴追特有の問題に限定すれば、検察官の広範な訴追裁量権のもと、少年としての特性を考慮されることなく、すなわち少年にとっては自らが少年司法手続で扱われる利益を主張する機会がいつさい保障されることなく刑事裁判所に直接訴追されるという適正手続保障の欠如という点が指摘できよう。

以下では、特に後者について若干の検討を加えておきたい。

82) Id. at 77.

83) Id.

84) Linda Mills, The Annie E. Casey Foundation, "Inventorying and Reforming State-Created Employment Restrictions Based On Criminal Records: A Policy Brief and Guide," 2008, cited in Human Rights Watch, *supra* note 61 at 77.

5 検 討

(1) 検察官の訴追裁量権の所在

少年裁判所創設以前については、少年による犯罪であると成人による犯罪であると拘わらず、すべての事件について刑事裁判所が管轄権を有しており、検察官はそのすべてを刑事裁判所に訴追してきた。したがって、検察官が少年事件を固有に訴追するか否かの問題を生じなかったと言える。これに対して、1951年にフロリダ少年裁判所が重大な事件も含めてすべての少年事件の管轄権を持つようになって以降は、少年裁判所が一定の重大犯罪について刑事裁判所に管轄権を移す必要があるか否かを司法裁量によって判断することになった。すなわち、検察官の訴追裁量権はその意味において制限されると理解されてきたのである。この傾向は全米においても同様である。

しかしながら、すでに見たように、1976年フロリダ州法は検察官による少年裁判所を経由しない直接訴追を認めて今日に至っている。米国が、少年裁判所創設以来、少年裁判所における司法裁量による刑事裁判所移送を例外的に認めてきた法制度とは異なり、少年裁判所を経由しないバイパスを設けて、少年裁判所創設以前へと先祖返りを果たしたのである。ここでは少なくとも重大な少年事件については、刑事裁判所も潜在的に管轄権を有しているという理解が前提になっている。この点についてフロリダ州最高裁判所は、1980年のケイン判決で先例に触れながら、刑事司法であるか少年司法であるかに関わりなく訴追官は検察官であり、その裁量によっていずれに訴追するかを決定することができるとする⁸⁵⁾。そして、このような考えはコモンローに起源を有するとしている⁸⁶⁾。

しかしながらこのような州最高裁の論理によって検察官による直接訴追

85) Florida v. Cain, 381 So. 2d 1361, 1980 at 1365.

86) Id.

制度を肯定できるかについては疑問が残る。周知のように、1899年に米国で少年裁判所が誕生したのは、過酷な刑罰から少年を解放し、保護主義・国親思想に基づいて、専門機関である少年裁判所にその全処遇を委ねたからに他ならない。そこでは刑事裁判に付する検察官の訴追裁量権は否定されたのであり、そこにこそ近代法としての少年法の意味があると言える。そしてこのことを確認したのが、ケント判決である。先にも触れたように、同判決では、少年を刑事裁判所に移送するか否かの判断、すなわち少年裁判所が管轄権を放棄するか否かの判断は、少年裁判所自身が少年の社会記録を含めて十分な吟味をした後でなければ行うことができないとしている。すなわち、少年に刑罰を科す道を選択できるのは、人間諸科学の専門機関である少年裁判所による司法判断のみであり、検察官による刑事政策的判断はこれになじまないとしたのである。そして、そのような重大な司法判断であるから、少年の側からすれば告知及び聴聞の機会が十分に保障され、決定に対する不服申立の権利が保障されるとしたのは、適正手続保障の観点から当然の帰結であったと言える。

このように見た場合、少年裁判所による司法判断をスキップするバイパス的な刑事裁判所送致としての直接訴追制度は、その理論的根拠を失っているばかりでなく、少年の適正手続保障の権利を剥奪する点で問題がある⁸⁷⁾。

ひるがえって、わが国において検察官先議による直接訴追制度を認める余地があるだろうか。検察官が刑事事件についてその訴追裁量権を有していることは疑いがなく（刑事訴訟法246条・247条）。しかしながら、少年事件については、細大漏らさず、捜査を遂げたうえで家庭裁判所に送致しなければならない（少年法42条）。検察官による少年事件の直接訴追は法的に

87) See e.g., Neelum Arya, "Using *Graham v. Florida* to Challenge Juvenile Transfer Laws," *Louisiana Law Review*, Vol.71, 2010, pp.99-155.; Sally T. Green "Prosecutorial Waiver into Adult Criminal Court: A Conflict of Interests Violation Amounting to the States' Legislative Abrogation of Juveniles' Due Process Rights," *Penn State Law Review*, Vol.110, 2005, at 269-271.

禁止されている。検察官送致決定は必ず家庭裁判所の判断によらなければならず、同決定がなされた場合には検察官は起訴を強制されるので、その訴追裁量権はいっさい奪われていて、家庭裁判所が管轄権を放棄するか否かの問題でしかないと言っても過言ではない。わが国においては同制度を容れる余地はまったくないと言ってよい。

(2) 少年審判を受ける権利と刑事政策的判断の相克

既述のようにフロリダ州法985.556(2)条は、少年裁判所が移送決定をする場合には、犯罪の客観面及び少年の主観面に関わる8つの要因について必ず検討しなければならないとしている。しかしながら、検察官による直接訴追では、犯罪の重大性、罪質、被害状況が主として直接訴追の要否を決定する要因となる。通常、直接訴追決定の段階では少年の成熟度、内面の問題性等少年の主観面に関わる事情は考慮されない。少年司法部による心理的評価等の社会記録の準備が十分でない段階でもあるので、主観的事実の考慮が不可能であると言ってもよい。仮に考慮されるとしても、刑事責任の減輕事由、すなわち応報及び抑止をその主たる目的とする刑罰を科す際の一つの減輕要因として消極的な役割を果たすに過ぎないのである。

一方で少年裁判所が移送決定の際に考慮する8つの要因の中で、少年の主観面の評価は少年の最善の利益を考慮してその社会復帰を促進する積極的な役割を果たしている。少年が行った行為に対して刑罰的応報を加えることは少年法の歴史的展開においても明らかなように例外的措置である。したがって少年裁判所が8つの要因を判断する際のベクトルは少年の社会復帰に向けられており、必然的に、少年の年齢、成熟度等を積極的に判断することになる。このように考えることは、2005年ローパー判決⁸⁸⁾、2010年グラハム判決⁸⁹⁾、2012年ミラー判決⁹⁰⁾等近年の一連の連邦最高裁

88) Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005).

89) Graham v. Florida, 560 U.S. 48 (2010).

90) Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012).

判決の論理とも合致する。すなわち、少年と成人は違う存在であり、それゆえに18歳未満で一律に死刑を禁止し、非謀殺事件での仮釈放なしの終身刑を禁止し、強制的に仮釈放なし終身刑を科す制度を禁止するといった成人と違った扱いを受けるのである⁹¹⁾。実際にフロリダ州法985.556(3)条の強制的検察官請求移送法（上述3(3)②）は、少年裁判所裁判官が実質的に審判を開催して移送決定に関する8つの要因について検討することを義務づけている。このことはまさに、移送請求主体である検察官が、当該少年について刑事裁判（刑罰）が妥当であると考えた場合であっても、科学的根拠に基づいて裁判官の視点で例外的な刑事裁判所移送か、原則的な社会復帰のための保護処分かを決定させる趣旨に他ならない。

ケイン判決は、少年司法自体がかなり近年の法現象であって、コモロー上、少年非行者が犯罪者と区別されて扱われる権利が認められてきたわけではなく、したがって少年が少年裁判所で社会復帰のための特別の扱いを受ける権利を有するとは言えないと判示している⁹²⁾。しかしながら、1989年に国連子どもの権利条約が発効して普遍的規範として、少年・刑事司法の領域で、少年が社会に復帰して建設的役割が担えるように特別な扱いを受ける権利（同条約40条1項）が認められ、米国自身が連邦最高裁で先の判断を示している現在、犯罪を行った少年が最善の利益を考慮された社会復帰の権利が保障されていることは明白であるように思われる。そして例外的にその実体的権利を制約する場合には、少年裁判所の司法判断によって合理的理由が示されなければならない。それが裁判官裁量による移送決定手続であり、先に触れたように、適正手続保障として少年の手続的権利が保障されるのである。

91) 連邦最高裁自身は、少年の未成熟性ゆえに、刑罰を根拠づける犯罪者の主観的側面である「帰責可能性（Culpability）」が成人より下がるので刑を減輕すべきであるとの考えを示している。しかし、一連の判決の射程はそれだけに止まらず、少年が少年裁判所で社会復帰のために成人とは違った扱いを受ける権利を有していることを示唆しているように思われる。この点について詳しくは別稿で論じる予定である。

92) Florida v. Cain, 381 So. 2d 1361, 1980 at 1365-1366.

このような考え方はわが国の少年法20条2項の原則逆送規定の解釈についてもあてはまる。同項は、強制的検察官請求移送に相当するが、検察官が刑事政策的公益判断を前提として刑事裁判所移送を「請求」する場合であっても、家庭裁判所は自動的に移送するのではなく、社会調査を前提として移送の適否判断を行わなければならないとするものである。米国連邦最高裁が示した少年の脳の未発達性が普遍的意味を持つことを踏まえると、刑事裁判所送致、すなわち応報と抑止を目的とする刑罰は例外的な措置でしかなく、少年は少年審判を経て保護処分・保護的措施を受ける社会復帰の権利を有すると考えるべきである。そうであればこそ、わが国の少年法20条1項に相当する裁量的検察官移送請求(上述3(3)①)及び同条2項に相当する強制的検察官移送請求のいずれもが、刑事裁判所移送決定において少年裁判所裁判官による少年の主観面の評価を等しく要求しているのである。わが国の原則逆送規定も、逆送決定のための審判開始を必要的に開始させるという意味はあっても、逆送決定自体は20条1項同様に判断するという理解は不当ではない⁹³⁾。

6 結びにかえて

以上で検討したように、フロリダ州においては、特に1970年以降に、少年司法手続の当事者主義化、対審構造化が進み、それにもなつて、刑事裁判所移送を少年裁判所に請求をする検察官の権限が拡大されてきている。そして、そのことは少年裁判所の事件処理負担を増加させるとともに、少年事件に対する機能の脆弱性を州民に意識させ、少年裁判所をスキップするバイパス的移送手段である検察官直接訴追制度を生み出したと言える。

本制度は、少年裁判所の事件負担を軽減させるとともに州民の処罰欲求が直接的に充足される点で、一見、効率的であるようにも見える。しかし

93) 山口直也『少年司法と国際人権』(2013年)309頁以下参照。

ながら、検察官の公益判断を重視する本制度は、少年法の意義及び機能を根幹から崩してしまうおそれがある。その意味で少年法の趣旨とは相容れない制度であることを最後に強調しておかなければならない。なぜなら、1989年国連児童の権利条約という国際人権規範において、須く犯罪少年が社会に復帰して建設的に扱われる権利が保障され、その基盤にある「子ども（少年）」という存在の意義を2005年以降の米国連邦最高裁判決は生物学的知見から根拠づけて、成人と少年の法的処遇を異にすべきことを確認しているからである。このような観点からすれば、少年裁判所による例外的な刑事裁判所移送手続を経ずに直接的に検察官が刑事政策的理由で訴追する制度は、国際条約及び憲法で保障されている適正手続に違反する制度であると結論づけなければならない。